

総発第352号
令和8年1月20日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 田中 斉 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和7年12月16日付け監発第85号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

《上下水道部管理課》

指摘事項

【支出事務】

○支払期限から3か月を超えて遅延したもの

消防設備保守点検業務委託料上期(総合点検)68,200円について、令和7年4月28日付けの請求書(支払期限:令和7年5月27日)が届いていたものの、令和7年9月5日に支払期限から101日遅れで支払処理をしていた。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による遅延利息300円(年2.5%)が生じた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

■措置内容

本事案は、やまがたe申請サービスを介して提出された請求書の受理を失念したことにより発生した。同サービスの利用者は年1社程度のため点検空白期間が長くなったことが要因と考えられることから、定期的に複数の職員が同サービスへログインして、申請の有無を確認する体制を整備した。また、定例の課内会議で指摘事項の振り返りを行い、再発防止の徹底を図る。

《上下水道部工務課》

指摘事項

【支出事務】

○支払期限から3か月を超えて遅延したもの

小牧浄水場の火災警報装置修理費である「小牧浄水場展示室感知器回路切り離し」9,900円について、令和7年4月9日付けの請求書（支払期限：令和7年4月23日）が届いていたものの、令和7年9月5日に支払期限から135日遅れで支払処理をしていた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

■措置内容

本事案は、やまがたe申請サービスを介して提出された請求書の受理を失念したことにより発生した。請求申請の見落としを防ぐため、事務手続きを点検するとともに、定期的に同サービスへログインして申請の有無を確認するなど、チェック体制を強化した。併せて支払い業務については、複数の職員による相互確認の体制を整備し、再発防止の徹底を図る。